

# オランサッカースクール会則

## 第1条 【名称及び所在地】

当クラブは、『ORAN 袋井 (おらんフクロイ)』とする。 事務局は袋井市葵町 1-1-1 とする。

## 第2条 【育成理念】

サッカーを通して、『技術』と『心』を磨き、個の育成に特化したスクールです。

『技術』…各年代に応じたアプローチにより次のステージへ送り出す過程をサポートする。

『心』…サッカーを楽しみ、好きになってもらう。笑顔の数を増やすことに注力する。

## 第3条 【入会資格】入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- (1) 本人及び法定代理人（親権者または後見人）が本クラブの基本理念に賛同し、かつ本規約その他、本クラブの初規約を遵守する旨を制約すること。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であること。

## 第4条 【入会手続き】

入会希望者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、本クラブに申し込む。

## 第5条 【会費】

- (1) クラブが活動、運営に必要とされる会費を納めること。
- (2) 会費は以下のとおりとする。

■年会費 11,000円／年 ■月会費 3,300円／月 ■ウェア代 10,000円

(3) 月会費は毎月 20 日 引き落としとする。※初月分は現金集金させていただきます

(4) 年会費・ウェア代は初月振替日（入会月の翌月以降）に引落とする。※ウェア代は新規のみ対象となる

## 第6条 【入会】

入会日は受講開始日とし、月途中の入会も認めますが、月会費は満額（3,300 円）徴収する。

## 第7条 【保険の加入】

スポーツ傷害保険の加入手続きは、当クラブで行う。また傷害事故が起こった場合による 補償及び責任は、保険会社の約定通りとする。 \*任意の医療保険等の加入は推奨します

## 第8条 【怪我への対応】

- (1) クラブ活動中の怪我には十分配慮しますが、万が一発生した場合、迅速な対応をする。
- (2) 活動中及び会場への行き帰り時に不慮の事故が起きた場合、応急処置または保険の手続きはクラブ側で行いますが、一切責任は負わないものとする。

## 第9条 【退会】

- (1) 退会する場合は、事前にクラブ側に連絡をいれる事とする。
- (2) 退会を申し出た月の次月分から月会費は発生しない事とする。
- (3) 退会する場合の年会費はいかなる場合においても返金はしない事とする。

## **第10条【休会】**

- (1) 怪我などでサッカーが一ヶ月以上出来ない場合のみ休会としその期間の月会費は不要とする。但し自動振替で引落がされた場合は後日返金とする。
- (2) 本人の都合による練習への不参加や連絡なき場合は休会として認められらず月会費は必要となる。

## **第11条【スクール時について】**

- (1) 活動の中止や変更は当アカデミーLINE公式アカウントにてお知らせします。
- (2) SNS等での活動風景を上げた投稿に了承すること。

## **第12条【体験練習会参加の要綱】**

- (1) 体験練習会に参加時、万が一の怪我等に関しての責任は負いかねます。
- (2) 体験練習会に参加時、送迎の際の事故に関しての責任も負いかねます。

## **第13条【個人情報】**

入会時、申込用紙への記載された個人情報は、当クラブが責任を持って、管理・保管する。当クラブの運営活動上、必要範囲に限り利用するものとする。また、クラブ活動中の状況や記録などの情報を公開することを、入会に際し予めご了承願います。

## **第14条【免責】**

会員（選手・親権者）による、不慮の事故等が生じた場合、一切の責任は負いません。また、保護者の送迎時に際して、クラブ側への損害賠償等の責任は受け付けないものとする。但し、保険会社との契約範囲内の補償はする。

## **第15条【同意・誓約】**

本規約を十分に理解、承諾したものとし、当クラブへの入団に同意する。不慮の事故、怪我等で賠償責任が生じた場合、金銭的な請求・要求は行わないことを誓約する。入会申込書は契約書と効力のあるものとする。

## **第16条【附則】**

本規約は、クラブ側が運営上、止む得ない場合、その都度改正することができるものとする。本規約は、令和6年4月1日より遂行する。